

一般社団法人日本カウンセリング学会定款細則

第5章 大会研究発表

〔大会研究発表に関する規定〕

第31条 この規定は、定款第4条1に定める「会員の研究促進を目的とする会合」での研究発表について定めるものである。

〔研究発表等〕

第32条 本会の正会員・名誉会員・推薦会員は年次大会で研究発表することができる。団体会員、賛助会員及び非会員は筆頭発表者にはなれないが、大会規定に定める発表料を納めることにより連名発表者になることができる。

ただし、非会員は事例発表の連名発表者になることはできない。第34条第4項により非会員も自主シンポジウムの話題提供者及び指定討論者として参加できる場合がある。

〔研究発表の条件〕

第33条 研究発表者は次の各項のすべての条件を満たさなければならない。

- ① 大会発表申し込みの時点で、本会の正会員、名誉会員あるいは推薦会員であること。
非会員は大会参加費及び規定の発表料を納付していること。
- ② 定められた日までに、大会発表申込書及び大会論文集原稿を送付するとともに、諸費用を納入していること。
- ③ 正会員にあっては、その年度の学会会費を納入済みであること。
- ④ 連名発表者は、やむをえず大会に参加できない場合も大会参加費を払っていること。
- ⑤ 単独発表者あるいは責任発表者となれるのは、ポスター発表・口頭発表及び事例発表のうち、いずれか1回とする。ただし連名発表者にはなれる。また自主シンポジウムの企画者及び司会者となるのは1回に限るが、ポスター発表・口頭発表及び事例発表の単独発表者あるいは責任発表者となることはできる。

〔研究発表等の形式〕

第34条 発表の形式は、ポスター発表・口頭発表・事例発表・自主シンポジウムのいずれかによって行う。つぎの各項の条件が満たされたときに研究発表が行われたものとする。

- ① ポスター発表は指定されたセッション中にポスターを掲示し、それをもとに発表者と参加者とで個別に討議する。ポスター掲示時間は2時間とし、そのうち在籍責任時間は前半あるいは後半の1時間とする。ポスターのサイズは大会実行委員会の定めによる。

- ② 口頭発表は1演題あたり15分程度とし、最後の3分程度を質疑応答に当てる。また、すべての演題の発表が終わった時点で全体討議を行う。
- ③ 事例発表は1事例あたり50分程度とし、発表30分、質疑応答20分程度とする。発表する事例は、事前にクライアントあるいは保護者の承認を得ておくものとする。また配布した資料は原則として回収する。筆頭発表者、連名発表者及び聴衆としての参加は会員に限定する。
- ④ 自主シンポジウムは2時間以内とし、企画者・司会者・話題提供者（シンポジスト）及び指定討論者（ディスカッサント）の4つの役割を果たす者を含んでいなければならない。企画者及び司会者は本学会会員でなければならないが、話題提供者及び指定討論者の半数を限度に非会員も参加できる。その場合の非会員の参加費は免除する。

[研究発表の可否]

第35条 研究発表の可否は大会準備委員会で決定する。もし自主シンポジウムが不採択になった場合は、開催費用は返却する。そのほかの納入された費用は、参加取り消し・発表取り消しの場合も返却しない。